

令和4年4月20日までに届出直しが必要となる施設基準（医科）

下記の改正された施設基準について、令和4年4月1日以降に算定する場合は、届出が必要ですので関東信越厚生局栃木事務所に令和4年4月20日（必着）までに郵送による提出をお願いします。

【基本診療料】

- 機能強化加算
- 感染対策向上加算 1
- 感染対策向上加算 2
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 後発医薬品使用体制加算 2
- 後発医薬品使用体制加算 3

【特掲診療料】

- 小児かかりつけ診療料 1
- がんゲノムプロファイリング検査
- BRCA 1 / 2 遺伝子検査（令和4年4月1日以降に前立腺癌患者に対して「1」腫瘍細胞を検体とするものを算定する場合又は令和4年4月1日以降に前立腺癌患者若しくは膀胱癌患者に対して「2」血液を検体とするものを算定する場合に限る。）
- 血流予備量比コンピューター断層撮影
- 外来後発医薬品使用体制加算 1
- 外来後発医薬品使用体制加算 2
- 外来後発医薬品使用体制加算 3
- 医科点数表第2章第10部手術の通則 19 に掲げる手術

- ☆ 届出様式は関東信越厚生局のホームページからダウンロードして使用してください。
- ☆ 届出直しが必要な主な施設基準のみ記載しています。新設された又は施設基準が創設されたものもありますので、詳細は告示・通知をご確認ください。また、今後、告示・通知の訂正がある場合が考えられますので、ご注意ください。
- ☆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送で余裕を持ったの提出をお願いします。